## 変更届添付書類一覧(訪問型サービス)

変更項目	添付書類	留意事項
事業所・施設の名称及び所在地 (開設の場所)	-	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等
申請者(開設者) の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所又は職名の変更のみの場合、誓約書は不要
登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等	-
事業所の平面図	·平面図(標準様式 2)	-
事務所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス 提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	【サービス提供責任者変更の場合】 ・サービス提供責任者の経歴 ※介護福祉士登録証の写し等に変えることが可能 (平成20年7月29日老振発第0729002号) ・資格証の写し (サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可) ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	【管理者】 ・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は「管理者が当該事業所で兼務する 他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称 及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 ※管理者の勤務状況がわかる資料(従業者の勤務体制及び勤務形態一 覧表等)の添付でも可 【サービス提供責任者】 サービス提供責任者変更の場合の「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧 表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみ記載で可。(サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。)
運営規程 【変更事項が以下①~③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員	・変更の運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・必要に応じて資格証の写し	-
運営規程 【変更事項が上記①~③以外の場合】	変更後の運営規定	-